

## (仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る経過報告について

市民環境部

### 1 今後の広域連携における組織体制について

平成31年度からの(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業を行うための広域連携における組織体制(共同処理制度)について、事業の目的、運営方針の実効性、交付税の措置や、2027年度(平成39年度)からの次期廃棄物処理施設の供用開始が可能かなどの観点から判断した結果、協議会方式で運営することとした。

#### (1) 協議会の概要(案)

##### ア 名称

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会

##### イ 設置の目的

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が、広域廃棄物処理施設に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

##### ウ 根拠法令

地方自治法 第252条の2の2(協議会の設置)

普通公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

##### エ 設置場所

千葉県木更津市潮浜三丁目1番地 木更津市環境部まち美化推進課内

##### オ 設置予定日

平成31年4月1日

#### (2) 協議会とした理由

構成団体の議決を経て、県へ届け出ることにより設立が可能であることから、設立に時間を要せず、次期廃棄物処理施設の供用開始に合わせたスケジュール設定が可能なこと、各構成団体における主体性が維持され、執行機関としての仕組みが簡便であること、また、交付税措置が可能であることから、協議会方式とすることとした。

なお、その他の共同処理制度については、次の課題が考えられる。

##### ア 「広域連合」及び「一部事務組合」

法人の設立に時間を要し、事業スケジュールに合わない。

##### イ 「連携協約」

予算措置が各市町となり、共同で予算を執行できない。

#### ウ 「機関等の共同設置」

主として、地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を共同で設置するものであり、制度的に適さない。

#### エ 「事務の委託」及び「事務の代替執行」

地方公共団体の規模等の状況から、他の地方公共団体に事業を委ねることや、他の地方公共団体が代わりに執行することは難しい。

## 2 費用の負担割合等に関する協定について

(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業に、安房地域2市1町が参加することに伴い、次の事業に係る費用負担割合等に関し、年度内の協定締結を予定している。

### (1) 平成30年度事業

#### ア 対象事業

- ・ 君津地域循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託  
(地域計画策定、施設整備基本計画策定)
- ・ 廃棄物処理事業準備室設置及び運営

#### イ 負担割合

「均等割」(派遣職員の人件費を含む)

### (2) 平成31年度事業

#### ア 対象事業

- ・ (仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係るアドバイザー業務委託  
(事業者選定に係る委託経費)
- ・ 廃棄物処理事業準備室運営

#### イ 負担割合

「均等割」(派遣職員の人件費を含む)

## 3 PFI法第6条による民間提案の実施状況について

「(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」の具体化に向けた検討を進めることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)第6条に基づく民間提案の募集を実施した。

これまでの経過及び今後の予定については、次のとおり。

### (1) 募集要領配布

- ・ 配布期間：平成30年10月15日から10月26日
- ・ 要領受取者数：11社(焼却炉関連業者8社・その他3社)

### (2) 募集要領に関する質問受付

- ・ 受付期間：平成30年10月22日から10月29日

- ・ 質問者数：2社（焼却炉関連業者2社）
- (3) 事前相談
- ・ 申込期間：平成30年10月30日から11月12日
  - ・ 相談者数：1社（焼却炉関連業者）
- (4) 提案書類の受付
- ・ 受付期間：平成31年1月29日から1月30日
  - ・ 提出業者：1社
- (5) 提案書の審査
- ・ 審査期間：平成31年1月下旬から平成31年3月中旬まで
  - ・ 審査体制：（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する民間提案評価委員会により審査を行い、提案内容を参考に実施方針を定めることが適当かどうかについて検討する。（委員12名）
- (6) 検討結果の通知・公表
- 3月下旬に検討結果を提案者に通知するとともに、提案及び検討の概要を公表する。
- (7) 実施方針案への反映
- 採用された提案は、実施方針案の策定において、その内容を反映する。